

会議運営に関する確認事項

1 会議時間について

- ◇ 原則として、1回の会議について概ね90分を限度とする。

2 会議及び会議資料の公開について

- ◇ 会議及び会議の資料は、原則として公開するものとする。
- ◇ 会議の録音及び写真撮影（ビデオ撮影を含む。）の申し出があった場合は、委員長の許可を得るものとする。

3 会議録について

- ◇ 事務局により、記名の会議録（要約）を作成し、委員長の了承を得て、原則として公開するものとする。
- ◇ 会議録は事務局で保存し、委員の必要に応じて供覧するものとする。

4 検討結果の報告について

- ◇ 委員個人の意見ではなく、検討委員会としての検討結果をまとめ、地域公共交通会議へ報告するものとする。

5 その他

- ◇ 上記以外に検討委員会の運営について必要な事項が生じた場合は、その都度検討委員会で協議する。